



## 11月は過労死防止促進月間 過労死防止0をめざし対策を！

厚生労働省は、11月を「過労死等防止啓発月間」と位置づけ、過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施するなど、現在、啓発運動を進めています。一方で長時間労働や過重労働、精神的負荷等を要因とする痛ましい過労死等は後を絶ちません。

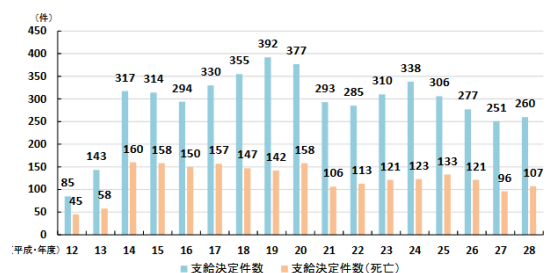
日本は、1980年代後半から過労死が多発し、残念にも「karousi」は世界共通語となりました。過労死の認識が国際的に広まる状況にあっても、長時間労働を助長するような当時の「24時間働けますか」などのTVコマーシャルが無感覚に放映されるなど、過重労働や長時間労働、過労死問題に対する国民の関心や意識は希薄で、対策が進まないまま推移しました。長きにわたる遺族の訴え、それを支える弁護士や支援団体などの地道な草の根運動によって、2014年によろやく過労死等防止推進法が制定され、過労死防止対策が国の責務として明記されました。翌年には、入社1年目の新入社員が過労自死した電通事件があり、過労死等問題への関心が一気に高まりました。

こうした背景や女性等の労働力確保に向けた長時間労働解消を理由に、政府は先の通常国会において、時間外労働の上限規制等を内容とする「働き方改革関連法案」を提出しましたが、突然の衆議院解散総選挙によって、成立は宙に浮いた状態となっています。上限規制の内容は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、休日労働を含め単月100時間、複数月80時間を限度として設定しています。また、自動車運転業務や建設事業、医師等については猶予期間を設けた上で規制を適用除外し、研究開発業務についても、医師の面接指導を受けたうえで適用除外としています。長時間労働の上限規制は、いまの時期を逃したら法制化は困難になるとし、暫時法改正を行い上限規制の時間を引き下げていけば良いのと考え方がある一方で、過労死等の基準となる月100時間、複数月80時間などを法的に容認して良いのかなどの批判も多く指摘されています。

こうした中、厚生労働省は10月、平成29年度版「過労死等防止対策白書」（平成28年度年次報告）を発表しました。これを踏まえ当センターは、11月の過労死等防止啓発推進月間並びに通年的な取り組みに向け、「白書の骨子」を一部掲載し、現状の共有化を図りたいと考えます。

まず、過労死等の定義として、過労死等防止対策推進法は、「過労死等とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくはは

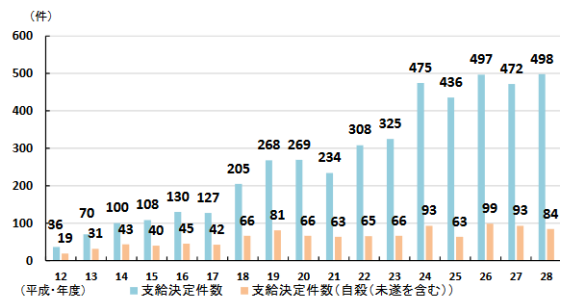
第2-1図 脳・心臓疾患に係る労災の支給決定件数の推移



精神障害をいう」としています。

白書では、民間雇用労働者の過労死等の現状として、上図にあるように脳・心臓疾患にかかわる労災の支給決定件数は、平成14年以降200件台後半から300件台で推移し、死亡件数も100件台から100件半ばで推移しています。また、神経障害に係る労災の支給件数については、右図のように年々増加傾向にあり、平成24年からは400件を超え、昨年は過去最高の498件を記録しており、メンタルヘルス対策など精神負荷に対する対応等が喫緊の課題となっています。

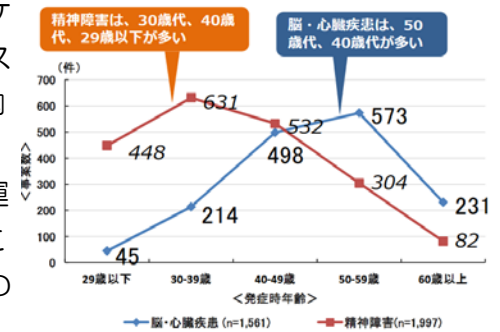
第2-2図 精神障害に係る労災の支給決定件数の推移



次に、過労死等事案の分析結果です。過去5年間に労災認定された「脳・心臓疾患」、「精神障害」の業務以上事案を年齢別でみると、「脳・心臓疾患」については50歳代・40歳代が多くなっています。「精神障害」では、30歳代が最も多く、次いで40歳代、29歳以下と続いています。また、図では表示していませんが、業種別では、「脳・心臓疾患」は、「運輸業・郵便業」、「卸売業、小売業」に多く、「精神障害」は、「製造業」「卸売業・小売業」に多い傾向を示しています。

大綱で定めた重点業種として、自動車運転従業者に対するアンケート調査結果では、バス・トラック・タクシーの従事者でストレスや悩みがあると回答したのは全体の41.1%にのびります。その内容として、「バス運転者」では、「長時間労働の多さ」が48.0%、「タクシー運転者」では「売上・業務等」で49.7%、「トラック運転者」では、「仕事での精神的な緊張・ストレス」の原因が多いことから、これら長時間労働の解消やメンタルヘルスに対する早期の対応が必要です。

第3-1図 脳・心臓疾患、精神障害の年齢階級別の事案数 (平成22年1月～平成27年3月までの業務上事案)

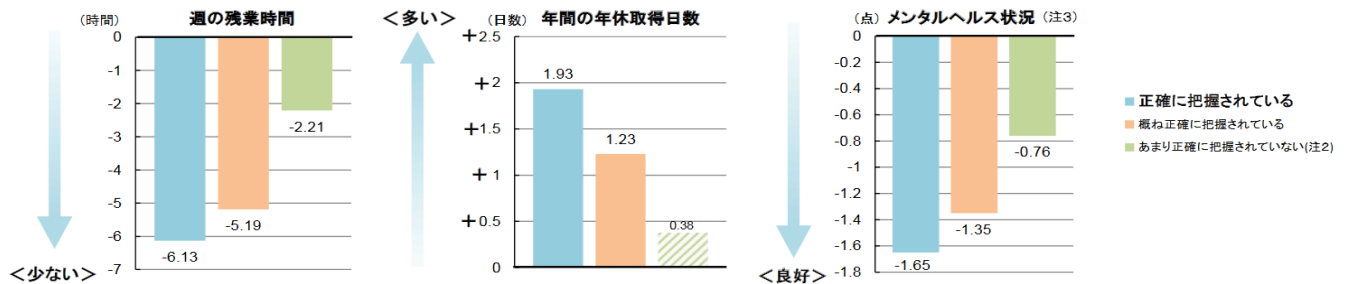


同じく重点業種として、外食産業へのアンケートでは、正規雇用の「スーパーバイザー等」、「店長」、「店舗従業員」を対象にストレスや悩みを調査したところ、業種関連のストレスや悩みがあるとの回答が全体で59.9%でした。悩みの項目別では、「従業員」が仕事での精神的な緊張・ストレスで43.8%と最も高くなっています。「スーパーバイザー等」と「店長」では、「売上・業績等」が最も高く、それぞれ46.3%、55.3%となっています。また、蓄積疲労度では、勤務の状況や自覚症状から「高い・非常に高い」と判定した割合をみると「スーパーバイザー等」「店長」ともに高く、それぞれ22.5%、22.4%となっています。また、過去1年間の休日出勤回数の平均では、「店長」は1か月平均1.5回、休日出勤回数が最も多かった月で3.9回、「スーパーバイザー等」では、それぞれ0.9回、3.1回となって、休日であっても出勤する状況が目立っています。

また、労働時間把握の正確性が与える影響と「残業時間」「年休取得日数」「メンタルヘルス状態」の関連性の分析では、以下の図のように、労働時間を正確に把握するほど、「残業時間の減少」、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」につながるという結果がでています。また、図示はしていませんが、残業手当支給の有無及び残業時間の有無と「年休取得日数」「メンタルヘルス状態」の関連性では、残業手当が全額支給されるほど、「年休取得日数は増加」し、「メンタルヘルスの状態は良好」となっています。1週間あたりの残業時間が与える影響との関連では、残業時間が0時間に近づくほど「年休取得日数の増加」「メンタルヘルスの状態の良好化」が見られるとしています。このように、労働時間の正確な把握

握や残業時間の減少、残業手当の補償が年休取得率を高め、仕事にやりがいを感じさせる良好な職場環境をつくりだし、メンタルヘルスにも良い影響を与えるという分析結果をもとに、各職場においても、「過労死等は絶対に出さない」と決意し、長時間労働や過重労働等の解消に向けた通年的な取り組みとして、さまざまな対策を講じていくことが重要と考えます。

第3-3図 労働時間把握の正確性が与える影響度【「正確に把握されていない」を0(基準)とした場合】(注1)



## 全国産業安全衛生大会 神戸に1万人が結集し、実践交流！

第76回全国産業安全衛生大会は、日本ジャズの発祥地神戸に全国各地域から1万人を集め、11月8日～10日までの3日間日程で、高校生ジャズバンド部の演奏で開幕しました。中災防会長は、「労働災害防止は最大の課題。全国産業安全衛生大会は最も大きな研修の場で、日々の労働災害防止に役立ててほしい」と主催者挨拶。

大会宣言は、「労働災害は昨年過去最少となったが、今年は労働災害が前年度を上回り、憂慮すべき事態。背景にある労働人口の高齢化、世代交代による現場力の低下」などを指摘。一方で「メンタル不調など健康被害に対する働き方改革の推進やストレス制度の実効化、病気と治療の両立支援の充実が必要」とし、「経営者のリーダーシップのもと、自主的な安全衛生活動の充実・強化が重要」と言及。また、「13次防計画に繋がる取り組みを共有化し、労働災害による被害者をこれ以上出さない決意」を旨とする内容。講演は特別講演を含め二本。



特別講演は、理化学研究所多細胞システム形成研究センターに所属する高橋政代さんが「網膜再生医療の研究～研究開発におけるリーダーシップ～」という演題で行いました。

講演は、眼科医として世界で初めて人工多能性幹細胞（iPS細胞）を使って網膜の再生治療を成功させた経緯が話されました。「脳細胞の一部である網膜は再生しないとされていたが、胚の一部を移植すると何にでも成長する万能細胞ES細胞が発見され、さらにiPS細胞が発見されて神経幹細胞でも再生することがわかった。実際の治療までには、基礎研究、応用研究、臨床研究、臨床治験など長い時間がかかり、「ES細胞は倫理的に問題」「iPS細胞は危険」などの理由から研究に多くの反対があった」と言います。しかし、「医者は治療から考える。網膜の病気は時間がたつと失明の恐れもあり、研究開発の遅れは患者にとって不利益をもたらす」「iPS細胞の危険性より手術や時間の喪失のリスクの方が大きい」として、「未来をどうするか」という大きな見通しを立て、治験や事業化が可能になることを前提に、医療チームの結成や法整備への働きかけなど、時間のかかるものから展望をもって早めの取り組みを行ってことが成功の秘訣と、その経緯を説明しました。最後に、白内障の手術を例に、30年前は失明の危険性があったが現在は安全で効果的な手術とし、未来を起点に考える重要性を再度指摘しました。また、近視や老眼の人で働けない人



はないとし、視覚障害はAIや音声等を介して視力矯正も進むなど医療と福祉を一体化させ、患者を病院に閉じ込めさせないポジティブで、誰もが安心して生活できる共生社会を実現したいとしました。そのためにも「矯正知力」を持ち、柔軟な発想もつ必要性を強調しました。講演を聞いて、先端技術やベンチャー企業など事業者が事業や仕事を進める上で、物事を達成させるためには何がリスクか見通しを持って判断することは重要と考える一方で、労働者が日常的に行う仕事や作業では小さなリスクでも大きな事故につながることから、一つひとつのリスクを排除することが危険回避につながることも改めて実感しました。いつ事故や病気となることも限らない状況にあって、障害があってもポジティブに考える必要性、仕事と治療の両立支援などを含め、共に生き支え合う共生社会を実現したいとの思いには、共鳴しました。

もう一つの講演は、「労働災害の現状」を演題に、厚生労働省安全衛生課長が労災の動向を説明しました。労災は減少傾向にあり昨年は過去最少となったが、本年度は死亡者数、死傷者数ともに増加し、12次防計画の死亡数15%減の目標は危ぶまれ、死傷者数15%の削減は厳しいと言及。厚労省は各企業に総点検の実施や安全体制の確立、雇時の安全教育や安全体制の徹底を求め、撲滅に向けた要請行動を展開しているとしました。労災については、28年は脳・心疾患が260件、心理的負荷が498件と高止まりし、脳・心疾患では貨物郵送、心理的負荷では社会保障関係の介護や医療職で多発していると指摘。ストレスチェックが義務付けている50人～99人までの企業では8割、1000人以上では100%実施となっている一方で、企業ごとに集団分析し、職場改善につなげるよう求めました。

働き方改革実勢計画では、時間外労働の上限規制の法制化に向け、長時間労働をコントロールして健康被害を解消する。働き方改革関連法案は、①上限規制の内容や移行措置の業種、②産業医等への正確な情報提供の確立など産業保健体制の強化、③仕事と治療の両立支援等を内容とし、特に両立支援では雇用の確保と医療の提供は密接に関連することから、労使、行政も入ってガイドラインの普及が重要としました。また、主治医、患者、会社とのコーディネイトを行える者を養成することも大切としました。

各業種についても取り上げ、建設現場での落下事故を防ぐため、安全帯は全体ハーネス帯の使用を原則とするなど規制の在り方を変えたり、国際規格に合わせて構造規格の改正や特別教育を実施するなど、安全に向けた対策を講じるべきとしました。製造業では、災害の原因が機械整備関係が2割、20年以上の設備が3割となっている。リスクアセスメントや安全衛生委員会の機能化とともに、機械の更新など設備体制の確立や古い機械の安全確認などの対策の必要性を指摘し、製造業官民対策協議会で業界の垣根を越えて協力する必要性を訴えました。また、第三次産業の災害については、全体的な死傷者の増加に比例して増加しているとし、高齢化や働き方の多様化などが要因となっていると指摘。全体の災害の4割が小売りとなっているが、危険の見える化など店舗施設だけでの対策とせず、本社主導で会社全体で取り組むことを力説しました。

#### 会場全体で指差し確認 →

石綿に関しては、製造や輸入が禁止されているが解体の際に飛散しない、吸い込まないなどの対策を徹底すべきである。30～40年後に病気が発症することから、ピークは10年後となるので石綿被害の発見を確実にできる医師の養成や研修会の実施など対策が必要としました。



化学物質については、ラベルの表示や絵文字等で見える化が進んでいるが、公にされているのは600種類程度であり、実際には7万件を超える物質があるので安全対策が重要と指摘。講演の最後には、「大会を機に労災はあってはならない、新たな契機としたい」と述べ、13次防体制をしっかりと作り、労災撲滅に向けて取り組むと決意を表明しました。12月号では分科会の様子を報告します。(文責 緑川義昭)